

令和6年8月20日

文教経済常任委員協議会会議概要

委員長 工藤 健

副委員長 万徳 なお子

1 開催日時 令和6年8月20日（火曜日）午前10時00分～午前11時25分

2 開催場所 第1委員会室

3 報告事項

(1) 令和6年第3回定例会提出予定案件

- ①青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ②財産の処分について
- ③専決処分の報告について

(2) その他

- ①令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況について
- ②ホタテガイ生産の現状について
- ③青森市教育振興基本計画（素案）の作成とわたしの意見提案制度の実施について
- ④修学旅行支援事業について
- ⑤学校におけるフッ化物洗口支援事業について
- ⑥令和6年度全国学力・学習状況調査結果報告について
- ⑦校内教育支援センターについて
- ⑧休日における部活動の地域移行について

○出席委員

委員長	工藤 健	委員	柿崎 孝治
副委員長	万徳 なお子	委員	山本 武朝
委員	相馬 純子	委員	小倉 尚裕
委員	小熊 ひと美	委員	奈良岡 隆

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教 育 長 工 藤 裕 司
市 民 部 長 佐 藤 秀 彦
経 済 部 長 横 内 信 満
農 林 水 産 部 長 大久保 文 人
教育委員会事務局教育部長 大久保 綾 子
教育委員会事務局理事 武 井 秀 雄
農業委員会事務局局長 小笠原 訓 史
市 民 部 次 長 木 村 久美子

経 済 部 次 長 船 橋 正 明
農 林 水 産 部 次 長 中 村 敦
教育委員会事務局教育次長 泉 宏 明
経 済 政 策 課 長 千 葉 皆 工
農 業 政 策 課 長 坂 本 康 人
教育委員会事務局総務課長 小 山 和 紀
関 係 課 長 等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 久 保 拓 哉

議事調査課主幹 風 晴 英 樹

○工藤健委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから、文教経済常任委員協議会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

「令和6年第3回定例会提出予定案件」について、報告を求めます。

この際、私から申し上げますが、繰り返しになりますけれども、本日の協議会は、第3回定例会に提出を予定している案件に係る概要説明の場でありますので、質疑に当たりましては、事前審査とならないよう、お願いいたします。

次に、委員の皆様及び理事者側とも、質疑は簡潔にお願いいたします。

また、質疑に当たりましては、本委員会が所管している部局に限り、お願いをいたします。

初めに、「青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）第3回定例会に提案を予定しております青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

まず、「1 経緯」についてであります。国におきましては、地域再生法に基づきまして、首都圏への一極集中を是正するため、地方への本社機能の移転・拡充など、企業の地方拠点化を促進しております。

同法では地方自治体が当該企業に対しまして、不動産取得税や固定資産税などの地方税を減免した場合、その減収分を地方交付税で補填することとされておりますことから、これを踏まえまして平成28年に青森市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を定め、県知事の認定を受けて本社機能を有する施設の新設等を行う事業者につきまして、3か年度、固定資産税を不均一課税とする措置を講じているところであります。

次に、「2 改正の概要」についてであります。今般、国において省令が改正されまして、減収補填措置の対象施設につきまして、これまでの特定業務施設に加え、当該特定業務施設の新設に併せて整備される特定業務児童福祉施設が新たに対象とされたことから、本市の固定資産税の不均一課税の対象施設につきましても、特定業務施設に併せて整備される特定業務児童福祉施設を追加しようとするものであります。

最後に、「3 施行期日等」についてであります。改正条例は、公布の日から施行いたしまして、令和6年4月19日以降に新設される施設等について適用となります。

説明は以上となります。

○工藤健委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「財産の処分について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 議会の議決に付さなければならない財産の処分について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、処分の目的についてであります。平成23年3月31日に閉校いたしました旧青森市立高田中学校の土地につきまして、利活用の見通しが不明なことから処分するものであります。

次に、処分する財産の概要についてであります。財産の種類は土地、所在及び地番は青森市大字高田字川瀬122番4、地目は雑種地、地積は1万2923平方メートル、最低落札価格は7620万円です。なお、この最低落札価格は事前公表しております。

入札の結果についてであります。令和6年7月8日に売払いの入札公告を行い、令和6年7月26日に一般競争入札を実施いたしましたところ、青森市大字高田字川瀬187番地14の社会福祉法人平元会理事長、藤本由美子氏が7620万円で落札し、令和6年7月31日に土地売買に係る仮契約を締結したところであります。

予定価格2000万円以上かつ面積が5000平方メートル以上の土地の処分につきましては青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例第3条に基づき、議会の承認を得る必要がありますことから、令和6年第3回青森市議会定例会に財産の処分についての議案を提出することとしております。

以上でございます。

○**工藤健委員長** ただいまの報告について御質疑、御意見等がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 専決処分について御報告申し上げます。

本事案につきましては、前回7月19日に開催されました文教経済常任委員協議会において御報告申し上げたところであります。相手方との和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について、令和6年第3回青森市議会定例会に提出を予定しておりますので、その概要について御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

事故の概要についてであります。令和6年6月17日午後4時20分頃、清水字浜元135番地1の北中学校の敷地内におきまして、校舎2階の窓枠のコンクリート部分が真下にある小屋に落下し、その砕けた破片が付近に駐車していた相手方車両の左側ブレーキランプ付近に当たり、擦り傷を生じさせたものであります。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に車両修理費用及び代車費用として19万564円を支払うことで合意し、合意内容について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和6年8月8日に専決処分をし、同日示談が成立しております。

事故後の対応につきましては、7月26日に窓枠部分の補修工事が完了し、また、7月9日から7月17日までの期間に、築40年以上の小・中学校を対象に総務課職員が改めて外壁の目視調査を実施、8月5日には各小・中学校へ点検結果を示し、危険な箇所については、カラーコーンでバリケードを設置するなどの対応を夏休み終了日である8月25日までに行うよう依頼したところであります。

今後につきましては、限られた予算の中で優先度の高い順に修繕を行ってまいります。

以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等がありますか。柿崎委員。

○柿崎孝治委員 現在、調査中ということで、結果、8月25日までに対応を行うとのことなのですが、今現在で危険な箇所というのは見つかったのでしょうか。

○工藤健委員長 教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 調査は7月17日までの期間で築40年以上のものは全て終えております。築40年以上のものは34校あったんですが、31校について危険度の大小はあるものの、危険な箇所というのは見られております。

○工藤健委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

以上で、令和6年第3回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、「令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況について」報告を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況について、御説明させていただきます。

お手元の資料「令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況について」を御覧ください。

令和5年度の包括外部監査は、監査のテーマを「産業振興と雇用対策における補助金・負担金・委託料等に係る財務事務の執行について」として実施されまして、去る3月22日に包括外部監査人から監査結果が報告されました。

その指摘事項及び意見の内容につきましては、4月19日開催の本常任委員協議会で御報告しておりますが、「(3) 指摘事項及び意見」のとおり、本市におきまして措置することが必要であると判断された指摘事項が11件、改善を要望するとい

う趣旨の意見が39件ありました。そのうち本常任委員協議会関連は8番、9番を除き指摘事項が9件、意見は36件ありました。

この監査結果を受け、指摘事項及び意見のあった事務の所管部局におきまして、検証作業等を行い、措置の状況を取りまとめましたので、その概要を御説明いたします。

2ページ目を御覧ください。

「2 指摘事項への対応」についてであります。まず、「(1) 対応方針区分」でありますけれども、記載のとおり、「是正」、「改善」、「改善検討」、「相違」と、大きく4つに分類してございまして、「(2) 対応方針別件数」であります。「改善」が11件で、そのうち9件が個別改善、2件が全庁改善となっております。なお、「是正」、「改善検討」及び「相違」はありませんでした。

続きまして、3ページ目を御覧ください。

「3 意見への対応」についてであります。「(2) 対応方針別件数」は「改善」が39件で、そのうち36件が個別改善、3件が全庁改善となっております。なお、「改善検討」及び「相違」はありませんでした。

説明は以上であります。詳細につきましては、資料「令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況報告書」を御参照くださるよう、よろしくお願いいたします。

なお、この措置状況につきましては、本日、総務企画常任委員協議会におきましても御報告させていただいております。

また、これらの講じた措置の内容につきましては、地方自治法に基づき、監査委員におきまして、各支所・市民センター等での縦覧のほか、市ホームページで公表することとしております。

報告は以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「ホタテガイ生産の現状について」報告を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 ホタテガイ生産の現状につきまして、御報告させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

1の海水温の状況であります。8月6日から8月10日までの青森市沿岸に最も近い青森ブイの水深15メートル層の平均水温であります。24.2度となっております。昨年度同時期と比較いたしまして0.9度高く、平年同時期と比較いたしまして3.0度高い状況となっております。

今年の海水温につきましては、高海水温年でありました昨年並みのペースで上昇しており、高水温時に施設を上げ下げすると貝がへい死しやすくなりますことから、市及び青森県産業技術センター水産総合研究所におきましては漁業者に対しまして、

出荷以外の施設は水温の低い下層に沈めたまま動かさないこと、またホタテガイの体力の消耗を抑えるために、玉つけ、清掃、あるいはへい死確認などの作業は行わないようにしてほしいなど指導を行っているところであります。

次に、2のホタテガイ生産量及び生産額であります。今年1月から7月までの生産量は青森市漁業協同組合及び後潟漁業協同組合の合算で2392.5トン、生産額は6億6659万7000円となっております。令和4年の採苗不振の影響がありました昨年同時期の生産量5402トン、また、生産額12億9349万1000円と比較しましても減少している状況にあります。

ホタテガイ生産の現状は以上でございます。

また、今後の状況につきましても、当常任委員会において随時御報告させていただきます。

以上です。

○工藤健委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等がありますか。柿崎委員。

○柿崎孝治委員 海水温の状況ということで、ここまでの平均水温が出ているんですが、その後に台風5号、7号が来まして、やませが吹いて、結構海が荒れたという日が何日かありました。

さらに、雨も降ったということで、去年との情景が全然違うので、私、油川、奥内、後潟——私の地区のほうなんです。漁業者に聞いたところ、一応去年とは違い雨も降ったし、やませも吹いているしという話で、あとやっぱり市長が来てくれたというのが心強いところがあって、それで安堵感を持っていると思います。

ただ、今日また発表になると思うんですが、これで9月までうまくいけば、稚貝を採取したときは結構貝のラーバとかもううまく取れていたという話で、取れなかった人たちもいろんなところから集めてきて、結構余したという話もあり、来年は期待できるという、何かそういう喜びというか、期待感を持っていましたので、今まで市で対策してくれたことが後ろ盾で去年とは違う、そういう気持ちを持っていると思いました。

それから、生産量、生産額とも、最低だと思うんですが、この収入面というのが漁業者のほうで出てくるかも分からないですし、この辺はまだどういう検討などするか分からないですけれども、一応お話を聞いて漁業者が困らないようにしていただければと思います。

以上です。

○工藤健委員長 要望でよろしいですか。

○柿崎孝治委員 はい。

○工藤健委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市教育振興基本計画（素案）の作成とわたしの意見提案制度の実施について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 青森市教育振興基本計画（素案）の作成とわたしの意見提案制度の実施について御報告します。

教育委員会では平成 28 年 3 月に策定いたしました青森市教育振興基本計画の第 2 期計画に基づき、教育に関する各施策を展開してまいりましたが、この計画の計画期間が昨年度末で終期を迎えましたことから、現在、これに続く計画の策定作業を進めているところであります。

このたび、去る 7 月 30 日に開催いたしました教育委員会臨時会におきまして、資料 1 のとおり素案を決定いたしました。

素案の概要につきまして、資料 2 を御覧ください。

計画策定の趣旨につきましては、教育委員会では教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、国の教育振興基本計画を参酌し、青森市次期総合計画前期基本計画に掲げられた施策を総合的かつ効果的に推進するため、その個別計画として平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間の計画期間とする青森市教育振興基本計画の第 2 期計画を策定いたしました。その後策定されました令和元年度を始期とする青森市総合計画前期基本計画の終期に合わせて第 2 期計画の計画期間を延長し、令和 5 年度末で終期を迎えました。

今年度新たに策定される青森市総合計画前期基本計画に掲げられた施策を総合的かつ効果的に推進するため、青森市教育振興基本計画の第 3 期計画を策定し、引き続き、総合計画に掲げられる施策の実現に向けた取組を総合的かつ効果的に推進いたします。

計画の内容につきまして、教育委員会におきましては、令和 5 年 6 月に策定された国の教育振興基本計画が教育基本法を不変的な使命としつつ、新たな時代の要請を取り入れていく不易流行の考え方を基調とし、持続可能な社会の創り手の育成及び日本社会に根差したウェルビーイングの向上をコンセプトとしていることを参照し、また、本市のまちづくりの最上位指針である青森市総合計画前期基本計画に掲げられた施策を総合的かつ効果的に推進するものです。

次に、計画の基本方針につきまして、計画の理念は前計画と変更はなく、「人間尊重の精神を基調として、郷土の歴史と文化を受け継ぎ、豊かな心と健やかな体を持ち、未来をたくましく創造する元気ある人づくりを目指します」とし、計画の目的につきましては、「1 夢や志をもち挑戦する児童生徒を育成するための学校教育の推進」、「2 地域や家庭で共に学び合う社会の実現に向けた教育の推進」、「3 郷土への誇りと愛着を育み、まちの魅力と活力を高める市民文化の創造」これら 3 つを目的としています。

計画の位置づけにつきましては、青森市総合計画前期基本計画の基本施策「人をまもり・そだてる」における教育及び文化芸術の分野に係る取組を総合的かつ効果

的に推進していくための個別計画としています。

計画の期間は現在市が策定を進めている青森市総合計画前期基本計画に合わせ、令和6年度から令和10年度までの5年間としております。

概要の下段部分に計画の基本方向及びその施策内容を記載しております。施策内容につきましては、黄色に網かけをしているものが新規、または拡充する取組となり、その主な施策の内容を右下に記載しております。これらの新規、拡充した取組のうち、主なものにつきまして御説明いたします。

施策1の1、拡充の1「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」につきましては、拡充として、「1人1台端末やAI型ドリル教材等ICT環境を活用」いたします。

施策4の2、新規の2「校務DXの推進」につきましては、新規の取組として、「教職員の負担軽減・働きやすさの向上、学習指導・学校経営の効率化を推進」いたします。

施策5の7、拡充の5「教育相談体制の整備」につきましては、拡充として、「1人1台端末を活用した相談等の教育相談体制の充実」を図ります。

施策5の8、拡充の6「児童生徒への経済的支援」につきましては、新規の取組として、『子育て先進都市 青森市』の実現に向けた教育費にかかる経済的支援を実施いたします。

施策6の4、拡充の7「部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備」につきましては、拡充として、「休日の部活動の地域連携や地域移行に向けた環境の一体的な整備」をいたします。

施策7の4、新規の5「社会教育施設の機能整理」につきましては、新規の取組として、「松原地区のコミュニティ拠点機能の強化を含めた社会教育施設の在り方を検討」いたします。

施策8の2、拡充の8「文化芸術の担い手の育成」につきましては、拡充として、「ねぶたの技法をアートとして更に育てる」ための取組をいたします。

次に、本素案に係るわたしの意見提案制度の実施内容について御説明いたします。資料3を御覧ください。

意見募集期間は9月2日月曜日から10月1日火曜日までの1か月間としております。縦覧場所につきましては、通常、市がパブリックコメントを実施する際の縦覧場所に教育委員会が所管いたします青森市教育研修センター、市民図書館の2か所を加え、合計で27か所とし、市のホームページのほか、「広報あおもり」9月号にも掲載いたします。

報告は以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等がありますか。小倉委員。

○小倉尚裕委員 委員長も私も、コミュニティ・スクールに関わって、その中で結

果が大分進んでいる地域というのがやっぱりあるんだと思います。

部活動の移行について、例えば、ちょうど私の関わっている浪岡地区では、浪岡中央公民館、そして浪岡教育課、これで学校と連携をして、部活動・クラブ活動を行うに当たって、やはり施設の確保、これが最も大きな問題です。総合的に全てが関わって初めて、解決することができるというのが、ちょうど今回事案としてありまして、そういう面で、やはりこのコミュニティ・スクールが非常によく根づいてきたのかなというような感じがしますが、もし、この点で教育長から何かありましたら。

○工藤健委員長 教育長。

○工藤裕司教育長 コミュニティ・スクールですが、これについては、設置した際に皆さんにお伝えしておりましたけれども、各学校の課題というのがあります。

今、委員からお話がありましたが、部活動の地域、あるいは、この後説明がありますけれども、不登校の問題、いじめの問題、多様なニーズを踏まえた活動が推進していかなければならない中であって、やはり保護者、あるいは地域の皆さんの力添えをいただきながら、学校の課題を解決していかなければなりません。

そしてまた、そのことが地域の課題にも、あるいは地域に子どもたちが出ていって、一緒になって将来の地域の担い手として活動している、そういった活動につながっていくという意味では、委員がおっしゃったとおりで、やはりコミュニティ・スクールの果たす役割は極めて大きいと思っていますし、今後も、校長先生方の学校経営に資するよう、直結するような形で課題解決ができるように取り組んでいければなというように思っておりました。

○工藤健委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 あと、ちょうど夏のイベントが終わって、自分でもすごく感じるんですが、やはり子どもたちの生活態度が緩んでいる、そういうのを感じます。

浪岡地区は8年前の8月25日、非常に残念な事例もありましたので、そういうのも含めて、やはり地域として、大人として、子どもたちにどういう意見、もしくは指導ができるのか、これが本当に大事なのかなという感じがします。

やはり夏場で、もうすぐ学校が始まる、ともすれば、小・中学生のちょっと緩んでいるなという生活態度を感じる場面があります。

明日ですが、協議会を開催しますので、こういう点を地域として、どういう対応ができるのか、ぜひ議論をしていきたいなと思います。

○工藤健委員長 ほかにありますか。相馬委員。

○相馬純子委員 ちょっと今日目にしたので、漠然と大まかなところを伺いたいなと思うのですが、計画の内容のところの素案をつくるに当たっての考え方のところで、不易流行という言葉が出てくるのですけれども、策定に当たって、不易——教育活動として変わらない部分と、流行——今の時代の情勢に合わせたもの、大ざっぱでいいので、どういうところとどういうところを大事にした計画になっていると

いうのを伺いたいです。

○工藤健委員長 教育長。

○工藤裕司教育長 不易流行のお話がありましたが、教育については、従来から知・徳・体のバランスの取れた教育を展開していくということは、委員が最も御存じのところかと思えますけれども、しかしながら、現在は、先ほど小倉委員の御質疑に対してもお答えしましたけれども、非常に学校の課題が山積しているような状況になっております。

そういった意味では、例えば、施策5の「多様な教育ニーズへの対応」ということで、議会でも何度か話題になっております、いじめのこと、あるいは不登校のこと、発達障害への対応、医療的ケア児、そういったもの、ここが非常に厚くなっておりますし、また働き方改革に関連した、いわゆる部活動の地域移行、そういったものが取り入れられているというようなことであります。細かく言えばたくさんありますけれども、大まかに言うとそういったところで捉えていただければと思っています。ICTなどもそういうようなところに入るかと思えます。

以上でございます。

○工藤健委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 ありがとうございます。

社会的な課題が大変たくさんありますから、大変だとは思いますが、やっぱりその中で子どもの心身の発達に関わる部分は、ぜひこの人と人との不易の部分を大事にさせていただきたいなというように思います。

教育相談体制の整備というのが新規に入ったということ先ほど伺いましたが、1人1台端末を利用しての相談体制、これも大変有効だとは思いますが、やっぱり相談というのは人と人とですから、それにプラス、今までの対教師、または誰かとの間柄を経ながらその子の悩みに向き合っていくような、不易の取組も大事にしつつ、発達の大事な心の育成、そこの部分に目を向けて取り組んでいかれることを期待しております。

○工藤健委員長 ほかに発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「修学旅行支援事業について」報告を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 令和6年第2回市議会定例会におきまして、関連予算案について御承認をいただきました修学旅行支援事業につきまして、御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

事業概要であります。修学旅行支援事業につきましては、子育て世帯の教育費に係る経済的負担を軽減するため、本年10月から県が実施する学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護

者に対して、修学旅行費の一部を公費負担するものであります。

事業実施の背景であります。県では学校給食費の無償化を最優先に、子ども医療費や保育料、その他の子育て費用の無償化といった新規事業を県内全域でスタートさせるため、事業実施市町村を対象とした交付金制度を創設いたしました。

このため、本市といたしましても、子育て世帯における教育費に係る経済的負担の軽減を図るため、県の交付金制度を活用し、義務教育期間において高額な教育費負担となっている修学旅行費につきまして、一部公費負担することとしたものであります。

事業の対象者につきましては、令和6年4月から令和7年3月までの期間におきまして、市立小・中学校が実施した修学旅行に参加した児童・生徒の保護者としております。なお、このうち、就学援助など他の制度により修学旅行費の支給を受ける方は対象外としており、対象者数の見込みといたしましては、小学校6年生が1638人、中学校3年生が1698人、合計で3336人を見込んでおります。

令和6年度の公費負担額につきましては、小学校が児童1人当たり3万5000円、中学校が生徒1人当たり6万6000円を上限としており、保護者に対する補助金交付という方法により公費負担することとしております。

令和6年度の事業費につきましては、小学校分が5733万円、中学校分が1億1206万8000円、合計で1億6939万8000円を計上しております。

実施スケジュールについてであります。既に7月に学校及び保護者に対しまして、事業実施の周知のためのチラシを配付しており、修学旅行実施済みの学校の場合では、最短で8月の夏季休業明けから保護者からの補助金交付申請を受付し、9月には補助金交付決定通知など必要な事務手続を経て、10月には補助金交付を行う予定としております。

修学旅行未実施の学校につきましても、各学校の修学旅行実施後に、順次、補助金交付手続を行うこととしております。

説明は以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等がありますか。小倉委員。

○小倉尚裕委員 非常にこれは大好評です。どこに行っても話しても、議員として何かお話をする際に、まずこの話をすれば非常にみんなすごく注目します。中学生も小学生もいれば約10万円が来ると。ボーナスよりも大きいなというような話がありました。

非常に大好評ですので、いろいろ制度の手続がまたあるのでしょうかけれども、ぜひ周知をして、お父さんには内緒でお母さんが持っている話も聞きますので、定額減税よりもよっぽどこちらのほうがよいと聞いていました。ありがとうございます。

○工藤健委員長 万徳副委員長。

○万徳なお子副委員長 公費負担とはちょっと別な角度なんです。例えば昨年度、

修学旅行に参加しない児童・生徒の数はどれぐらいいらっしゃるものなんですか。

○**工藤健委員長** 教育委員会事務局理事。

○**武井秀雄教育委員会事務局理事** 今、手元に資料がないものですから、後ほどで。

○**工藤健委員長** 万徳副委員長。

○**万徳なお子副委員長** いろいろな理由でそれなりにいらっしゃるんでしょうね。でも、今年度はお金の問題は充分クリアされるんじゃないかと。

○**工藤健委員長** 教育長。

○**工藤裕司教育長** 数については明確に申し上げることはできませんけれども、各学校とも、こういう修学旅行とか行事を通して、不登校とか、起立性調節障害で朝早くからは来られない子どもに対しても、きちんとアプローチして、こういうときには来ますよというパターンが非常に多いので、我々もこの事業が終わったときに、本来行けなさそうな子がどの程度行ったのかとか、そういったことも興味深く見ていきたいなと思っていますし、各学校に対しても、そういうような不登校対策の一環として、学校行事を通してアプローチをするようなことはお話をしておりますので、明確に分かれれば、また委員にもお伝えできればというように思っています。

○**工藤健委員長** ほかにありますか。奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** せっかくなので、ちょっと教えてほしいのですが、修学旅行、例えば、小学校や中学校とかはどの方面に行っているんですか。あと、大体どれぐらい平均的にお金がかかっているのか。

○**工藤健委員長** 教育委員会事務局理事。

○**武井秀雄教育委員会事務局理事** まず、小学校ですと修学旅行はほぼ函館方面に行っている状況であります。中学生ですと関東方面が多くなっております。

金額面ですが、これにつきましては、例えば、令和5年度の実績でいくと、小学校で最低額が約3万6000円、最高額が約5万5000円、中学生だと最低額が約7万2000円、最高額が約10万円となっています。

以上でございます。

○**工藤健委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** 方面もそうなんですけれども、どういうところに行っているのかと。

○**工藤健委員長** 教育委員会事務局理事。

○**武井秀雄教育委員会事務局理事** 子どもが1番楽しみにしているのは、多分皆さんもお聞きしているかと思いますが、ディズニーランドなど、あとは職業体験できる、そういう場を見学している学校が多くなっております。

以上でございます。

○**工藤健委員長** 小熊委員。

○**小熊ひと美委員** 知らないのですが、3番に就学援助などの制度で就学の支給を受ける方は対象外とありますけれども、これは別枠で修学

旅行費ということで支援があるんですか。これは幾らなんですか。同じくらいの金額の支援があるんですか。

○**工藤健委員長** 教育委員会事務局理事。

○**武井秀雄教育委員会事務局理事** どのぐらい上回っているかということですが、この額よりもかなり上の額です。

○**工藤健委員長** ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「学校におけるフッ化物洗口支援事業について」報告を求めます。教育委員会事務局理事。

○**武井秀雄教育委員会事務局理事** 令和6年第2回市議会定例会におきまして、関連予算について御承認をいただきました学校におけるフッ化物洗口支援事業につきまして、御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

事業概要であります。学校におけるフッ化物洗口支援事業につきましては、市立小・中学校の児童・生徒の虫歯予防及び健康意識の向上を図るため、本年10月から県が実施する学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金を活用し、市立小・中学校の小学校1年生から中学校3年生までの児童・生徒に対し、学校における集団フッ化物洗口を令和6年10月から実施するもので、その全額を公費負担するものであります。

実施方法につきましては、希釈の要らない溶液タイプの洗口液を用いて週1回実施し、令和6年度におきましては、令和7年3月までに20回を予定しております。

事業実施の背景であります。青森県は子どもの虫歯の有病者が高く、12歳児の永久歯の1人当たりの平均虫歯数は全国ワーストレベルの状況にあります。

本市といたしましては、健康教育の推進のため、本市小・中学校における集団フッ化物洗口の実施について、これまでも検討を重ねてきたところであり、集団でのフッ化物洗口を家庭及び関係機関等と連携し、学校において行うことにより、虫歯予防に高い効果が見込まれるとともに、保健指導や健康診断等の学校教育活動と関連させて進めていくことで、より一層健康教育の充実が図られると判断したことから、実施することとしたものであります。

事業の対象者につきましては、市立小・中学校の小学校1年生から中学校3年生までとしており、事業実施に当たっては、その意義や必要性及び実施方法等について、保護者に十分説明をした上で希望調査を行い、希望があった御家庭の児童・生徒に対し、実施することとしております。

令和6年度の事業費につきましては、洗口液や備品を市が購入し、各小・中学校へ配布することとしており、これに要する経費1416万9000円を計上しております。

実施スケジュールであります。7月に小・中学校長会及び青森市歯科医師会へ

の説明を行ったほか、8月には関係団体で構成する実行委員会を開催し、各委員から御助言等を頂戴したところであり、市では、これらの御助言等を踏まえながら実施に向けて準備を行うとともに、8月下旬には各学校を通して保護者説明資料を配付し、実施希望の有無について文書で確認を行った上で実施したいと考えております。

また、9月には各学校への洗口液等の配置などの準備を経て、10月から各校でのフッ化物洗口の実施を行うこととしております。

報告は以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等がありますか。奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 一応確認なんですけど、これは継続的に来年度もやるんですか。

○工藤健委員長 教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 一応、現段階では来年度も引き続き行うこととしております。

○工藤健委員長 ほかにありますか。相馬委員。

○相馬純子委員 このフッ化物洗口する前には、歯磨き指導はするんですか。

○工藤健委員長 教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 フッ化物洗口だけで虫歯予防は考えにくいので、今まで各学校で行っている歯磨き指導、これも併せて行いつつ、週1回のフッ化物洗口、これも取り入れて、虫歯予防を図っていきたいと考えております。

○工藤健委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 以前、中学校にいたとき、中学校では歯磨きをしていなかったと記憶しているんですけど、今は小学校も中学校も給食が終わったら、全児童・生徒さんは歯磨きをしているんですか。

○工藤健委員長 教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 これは学校の状況にもよりますが、全ての学校で行っているということではありません。例えば、個人的にやっているお子さんもいますし、各学校、各学年、各学級で行っている、そういう状況だと思います。

○工藤健委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 分かりました。みんなやればいいですね。

○工藤健委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「令和6年度全国学力・学習状況調査結果報告について」報告を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 令和6年度全国学力・学習状況調査における本市の結果について御報告いたします。

配付資料を御覧ください。

調査の概要といたしましては、児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、学校における学習指導の改善・充実に役立てることを目的とし、令和6年4月18日、全国の小学6年生と中学3年生を対象に、国語と算数・数学について実施したものです。

各教科の結果につきましては、小学校の正答率において、国語では全国67.7%に対して、本市は73%、算数では全国63.4%に対して、本市は67%となっております。

また、中学校の正答率において、昨年度は県を上回ったものの、全国を下回った教科がありましたが、本年度では、国語では全国58.1%に対して、本市は59%、数学では全国52.5%に対して、本市は54%となっており、小・中学校ともにいずれの教科においても、全国及び県の平均正答率を上回る結果となっております。

また、思考力・判断力・表現力を問う問題についても、小・中学校ともに全国及び県を上回っております。

次に、「3 児童・生徒質問紙の結果」を御覧ください。

これまで、本市では①「個別最適な学び」、②「主体的な学び」、③「協働的な学び」、④「指導と評価の一体化」、⑤「探究的な学び」について授業改善に取り組んでまいりました。

その成果として、全ての項目において、肯定的に回答する児童・生徒の割合が、小・中学校とも全国及び県を上回っております。特に太枠で示しております、③「話し合う活動を通して自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりする」、④「分かった点やよく分からなかった点を見直し、次の学習につなげる」、「先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくれている」、⑤「学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめる活動を行っている」の質問項目において、90%を超える、あるいは全国を5ポイント以上上回る結果となったところです。

最後に、「4 今後の取組」を御覧ください。

教育委員会といたしましては、調査結果に基づく9年間を見据えた系統的な指導の在り方、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させる授業づくりを継続すること、1単位時間や単元、内容のまとまりごとなど、適切な場面で評価し、指導に生かすこと、補充・発展的な学習の充実を図るためのA I型ドリル教材の効果的な活用をすることに引き続き取り組んでいくとともに、学びに向かう力・人間性を養うための教員のファシリテーション能力の向上を図り、児童・生徒の学力向上に努めてまいります。

以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「校内教育支援センターについて」報告を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 校内教育支援センターの設置について、御報告申し上げます。

配付資料を御覧ください。

本市における不登校対策といたしましては、令和4年11月より不登校児童・生徒一人一人に合わせた個別のプログラムの作成と活用、医療及び福祉、教育などとの関係機関との連携、校内の別室を活用した居場所づくりを行ってまいりました。

その結果、本市の不登校の状況は、令和4年度では不登校児童・生徒524名のうち、69.3%の児童・生徒に不登校状態に改善が見られ、全国27.2%を大きく上回ったところです。

また、令和5年度には不登校児童・生徒622名のうち、70.4%の児童・生徒に改善が見られている状況となっております。

今年度は、これまでの取組を受け、校内教育支援センターを市内全小・中学校に設置し、不登校児童・生徒等に対するさらなる支援体制の充実を図っているところです。

校内教育支援センターとは、学校には登校できるものの、自分の教室には入れない児童・生徒が学校内の空き教室等を利用できるようにしたものであり、学習のサポートを受けたり、児童・生徒一人一人の状況に合わせて教育相談を行ったりすることができる場所のことです。

令和6年度の利用状況といたしましては、5月末段階では210名の児童・生徒が利用し、そのうち76名、36.2%が教室復帰、6月末段階では260名の児童・生徒が利用し、そのうち123名、47.3%が教室復帰、7月末段階では304名の児童・生徒が利用し、そのうち160名、52.6%が教室復帰となっております。

支援状況といたしましては、利用児童・生徒は個別のプログラムに基づき、1日当たり2時間から3時間程度、学習支援や生活支援を受けており、教職員による個別の学習指導や教育相談、1人1台端末を活用した遠隔授業やA I型ドリル教材等の学習支援のほか、スクールカウンセラーとのカウンセリングなどの支援を受けております。

また、学校によっては地域ボランティアも活用した支援も行われております。

教育委員会といたしましては、設置目的や支援内容等を記載した校内教育支援センター設置マニュアルを作成し、配付したことに加え、学校訪問や運用の実態調査等を実施するとともに、校内教育支援センターの運営に係る情報交換会等での指導、助言により、各学校が効果的な運用ができるよう、引き続き指導・助言していくこととしております。

以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等はありませんか。小倉委

員。

○小倉尚裕委員 さっきもちょっと触れたんですが、今、不登校のときは教育相談というようにありましたので、ちょうど夏のねぶたや夏のイベントがあって、夜のイベント等があったときに、やはりいろいろ不安だと徘徊をする等を含めて、どういう形でそういう子どもたちに注意をすればいいのか、これは青森南警察署の方とも話をして、個別でそういうようなのは、ある意味ではやめてほしいと。そういうのがあったら、警察を通して指導するという場面もやはり相談をすればその話合いも出てきます。

そのように子どもたちに注意をするのは非常に難しいものもあります。浪岡地区でも以前、歩行者天国があって、どうしても終わった後、子どもたちが集団で集まる場所があって、それを近隣の方が注意をすれば、ともすれば子どもたちがいろんな面で問題を起こす可能性があります。したがって、警察とも相談をしてほしいと警察のほうからも注意がありました。いろいろ先ほど申しましたように、夏休みが終わりに近づいて、生活態度でやはりちょっと緩みが見られる場面があります。ぜひこういうのは、校長先生とも相談をしながら、どういう対応をすればいいのか、やはりこういう点は、地域として話をしていかなければ駄目なのかなと思っています。

そういう点で、例えば、学校の相談室等があれば、やはり専門的な知識を持っている方、スクールカウンセラー等含めてどういう対応をすればいいのか、そういう場面では、やはり警察の方とも相談をするという場面も必要なのかなと感じているんですが、もし、そういう点で何かありましたら、答えられる範囲でお願いします。

○工藤健委員長 教育長。

○工藤裕司教育長 まず、長期休業が終わる1週間前程度から各学校が出校日をつけています。これは、先ほど委員がおっしゃったように、やはり事故・非行から子どもたちを見守るという、それから、それこそ内面的に不安に思っている子どもがいなかどうかを察知して、ささいな変化を見逃さないようにして、教育相談につなげていくことということで、学校ではそういうようなことを行っております。

そしてまた、各中学校区においては、小学校もそうでしょうけれども、健全育成会議といって町会長や警察の方とか、学校関係者が集まって、こういうような形で子どもたちに支援・指導していきましようというようなことを話し合っておりますので、民生委員の方もおりますし、そういった中で、子どもたちへの対応を話し合っていくということが、各小・中学校では行われている状態にありますので、各地区において、子どもへの声がけ、そういったものを指導していくことになるのではないかなと思います。

専門的なものについては、学校もスクールカウンセラー、あるいは生徒指導担当の先生、警察等から聞くなどして、例えば、コミュニティ・スクールなどの共通理解を図っていくのがいいのではないかなというように思っております。

○**工藤健委員長** ほかにありますか。相馬委員。

○**相馬純子委員** 3点伺いたいことがあります。

まず、1点目、校内教育支援センターの場所ですが、以前、現役の先生とお話したときに、放送室だったと思うんですけども、ちょっと狭くて、物がごちゃっとあって、適切ではないなと思うようなところを使っているんだという話を伺ったことがあります。

また、その教室に行っても、先生たちが多忙のため不在で、子どもたちだけで活動するときもあるということを知りましたので、校内教育支援センターとして使っている教室の状況、ちゃんとしたスペースがある場所を使っているのかどうかと、それから支援なさる先生、またボランティアの方もという話だったんですけども、常時いるという体制を取れているのかどうか、それをまず伺いたいと思います。

○**工藤健委員長** 教育長。

○**工藤裕司教育長** まず、場所ですが、これについては委員の皆さんに白黒印刷のようなんですけれども、資料を配付しております。見開きの部分を見ますと、大体こういう環境になっているというようなことが多分分かるかと思しますので、そちらを参照していただければと思います。これを各学校に配付して、これに準じた形で環境づくりをしてくださいということで4月から行っておりますので、環境面では委員がおっしゃったときと比べると改善されているかと思えます。

それから、常時職員がいるかというようなことでありますが、これは、特別に支援を必要とする不登校等の子どもがいるわけですから、そういう形になっております。学校によっては、地域ボランティアを活用するというようなことも行っておりますが、非常にナイーブな部分がありますので、そういう地域ボランティアを活用するにしても、面談等をしながら、あるいは、ふだんからよくPTAとか、それこそコミュニティ・スクールとかで学校を支援いただいている方を選んでというわけではないんですけども、そういう方に来ていただくような形を取っているというのが現状であります。

○**工藤健委員長** 相馬委員。

○**相馬純子委員** ありがとうございます。改善されているということで安心しました。

それから2つ目は、利用している児童・生徒なんですけど、数が5月、6月、7月と増加しているというように思うんですけども、この増加の理由は为什么呢か。

○**工藤健委員長** 教育長。

○**工藤裕司教育長** 増加の理由についての御質疑でしたが、これはやはり、4月からこの校内教育支援センターという名前で環境を整えて設置されております。

これについては、全て保護者にも周知してはいるんですけど、学校の中でも子どもたちには周知をするんですけども、最初はどんなところか分からないので子ども

たちも不安なわけですよ。ただ、使うにつれて、だんだん分かってくると子どもたちも安心して行けるようになってくるので、まず、行きたい子どもがどんどん活用するようになってきているものと推察しております。

○**工藤健委員長** 相馬委員。

○**相馬純子委員** 最後に教室復帰、改善が見られているという説明があったんですが、改善したという判断基準なんですけれども、校内教育支援センターに行って、いろんなものを内部にためて、もう教室に戻れる、オーケーだと、すばっと教室に全部戻れる生徒さんもいれば、そうじゃない生徒さんもいらっしゃるじゃないですか。この復帰したという基準は、どういうところで判断しているのですか。

○**工藤健委員長** 教育長。

○**工藤裕司教育長** 委員がおっしゃったとおりで、ここのセンターでは家からセンターに来ている子どももおりますし、そして教室からセンターに来ている子どももおりますが、その中間にあるセンターということです。本題ですが、子どもによって内面的なものも全部違いますけれども、おおよそ行けるようになったということで我々は判断しています。

ただ、もちろん、いつでも戻ってきてもいいですよ、実際、いつでも戻ってきたりを繰り返しながら、やっているわけですが、ただ、教室には行けるよというようになった状態をもって、行ける、回復したというように考えています。それでも時々来る、そういう場合もあるかと思えます。

以上でございます。

○**工藤健委員長** 相馬委員。

○**相馬純子委員** その判断基準は大変難しいことだと思うんですが、大人は数字が上がるというのに主眼が行くので、そこら辺は子どもの状況を見ながら、改善は非常に難しいことだと思うので、改善したという数値が上がってくるのも大変うれしいことではあるんですけれども、子どもの中のものがどれだけ培われたのかというのに目を向けつつ、センターを活用して行ってほしいと思います。ありがとうございます。

○**工藤健委員長** ほかにありませんか。山本委員。

○**山本武朝委員** このたびは校内教育支援センターを設置して、不登校対策に取り組んでいただいているところで大変ありがとうございます。

この資料はすばらしい資料だなと思っていまして、ここ数年、本当に不登校対策、保護者初め、様々なフォローシートを聞き取って、丁寧に進められてきて、このたび、校内教育支援センターとなったんだなという思いです。

具体、どの先生が1番接するのかなと思ったらちゃんと全部この表に書いているわけなんですけれども、実際接するのは通常の学級担当以外の業務主任とか教頭先生など、どの先生が1番多いんですか。

○**工藤健委員長** 教育長。

○工藤裕司教育長 接するのは、1番多いのはどの先生かということではありますが、まず各学校のそのセンター担当の先生というのを決めております。おおむね生徒指導の先生、もしくは教育相談担当の先生ということになりますし、教頭先生も数多く接しているという状況にあります。ただ、子どもたちは多様ですので、そこで1番大事なのは、どの先生が子どもとつながっているのかということが1番重要で、例えば、山本君とつながっている先生はこの先生だからということで、その先生には、その子どもにはその先生が行くような形で取り組んでいる学校が多いように感じております。

以上です。

○工藤健委員長 山本委員。

○山本武朝委員 今、教育長がおっしゃった最後の部分、本当に感じております。校内教育センターは校内に来られる生徒なんです。学校まで来られない子どもの親御さんから相談を受けて、親御さんがうちの子はウルトラDなんです。もう学校に行くなんて本当に無理で、家に引き籠もってゲームをやっている子なんです。このことでした。

その子の場合、先々月御礼の電話があって、中学校に入ってから、やりたいものが見つかった。その目的が見つかって、ゲームを開発したいなど、そのためには大学行くことが必要だと分かった。学校ではなくて、AI型教材ドリルで勉強しますということ。そして、どういった先生の影響があったのかと思ったら、親御さんから、スクールカウンセラーをやってくれた先生に大変感謝申し上げたいと市教委を通じて御礼をさせていただきまして、まさにその子にとって、どの先生と接するのかということ。本当にこのたびの取組はまたバージョンアップされているので、しっかり子どものために寄り添って頑張っていたいただきたいと思います。要望です。

○工藤健委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「休日における部活動の地域移行について」報告を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 中学校の休日における部活動の在り方について、御報告申し上げます。

配付資料を御覧ください。

休日における部活動の地域移行について、国や県の方針におきましては、令和5年度から令和7年度を改革推進期間として位置づけ、県及び市町村が推進計画等を策定し、生徒や保護者の理解を得ながら段階的に進めるよう示しております。

本市の部活動の現状として、部員数は年々減少しているものの、1校当たりの部活動設置数は大きな変更が見られておらず、各学校単独で団体競技を維持すること

は困難となりつつあります。

今後、地域移行を進めるに当たって、受け皿となる地域クラブの確保、指導者の確保、保護者の送迎等の負担、また、休日と平日の連携や部活動ごと、学校ごとの進め方に差異が生じることなどの課題が発生することとなります。

本市では、令和4年度から令和5年度において、校長、市PTA連合会、競技団体等による検討会議を設置し、検討を重ねるとともに、生徒への調査等も踏まえながら、その上で段階的に進められるよう方針として示すこととしました。

次に、2ページの「青森市 休日における部活動の在り方に関する方針」を御覧ください。

本市におきましては、全ての中学校において、休日の部活動の地域移行について検討し、令和7年度末までには部活動ごとの課題と必要な対策を整理した上で、可能な部活動から段階的に保護者や地域が運営するクラブ活動等への地域移行を開始します。

また、当面の対応として合同部活動、部活動指導員や外部指導者を活用した活動等、地域連携の取組も可能とした上で、引き続き地域移行に向けた課題の解消方法について検討します。

休日の地域移行に向け、教育委員会の取組としましては、検討委員会の設置、部活動指導員及び人材バンクを活用した指導者の配置、指導者のための研修会の設置、教育委員会主催クラブの設置等を行ってまいります。

また、学校の取組といたしましては、地域移行のための協議会の設置、地域移行に向け、学校施設等の利用についての協力や生徒の人間関係のトラブルに関する支援等を行います。

さらに、スポーツ団体や文化芸術団体等の取組としましては、国のガイドラインに基づき、指導者の育成及び資格取得や研修等の体制整備、トラブル等に係る相談窓口等の設置、多様なニーズに応じた環境の整備、指導者の確保の支援等を進めることとします。

次に、3ページ「部活動会議から出た中学生の意見」を御覧ください。

本年3月に中学生による部活動会議を行い、その中のアンケートで「スポーツ・文化芸術活動を行う際に大切なことは何ですか」という質問を行ったところ、参加人数がある程度いること、自分のニーズに合っていること、専門的な指導ができる指導者がいること、自分に合った活動時間であることと回答している中学生が多い結果となっています。

教育委員会では、これらの結果を踏まえて、方針を策定したところであり、今後におきましても中学校のスポーツ活動及び文化芸術の活動が、生徒にとってよりよい環境となるよう支援してまいります。

報告は以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等がありますか。小倉委

員。

○小倉尚裕委員 この部活動のクラブ化の部分ですが、やはり、19の中学校学区がありますけれども、どこかモデル地区として、やっぱり進めていくべきではないのかなと。

全部の中学校、そして小学校、全て同じように進めるというのは非常に難しい。地域によっては非常に進みやすい地域があるんだと思います。例えば、浪岡地域で申しますと、奈良岡功大選手、オリンピックに出場して2回戦で残念ながら敗退はしましたが、小学校、中学校、高校、全て浪岡で日本大学に行っても練習の拠点はオリンピックの合同チーム以外は浪岡で活動、その結果、今年度も浪岡中学校に5名、全国から奈良岡功大選手がやってきた練習場で奈良岡功大選手のお父さんがコーチで、その指導を受けたいと。

社会人として、その環境で進んでいきたいというように選ぶというのは、例えば山田中学校、山田高校というように、私立だったら分かりますけれども、公立でも場合によってはこういう活動ができる、浪岡地区には、バドミントンだけで10を超えるクラブがあります。当然、浪岡高校のクラブ、また、山田高校の関連するクラブ、東奥学園のクラブ、また楽しむためのクラブ等を含め10以上のクラブがあって、いろんな団体が行っています。そういうような面で非常に部活動のクラブ化というのは以前から進んできて、地域も協力をしています。まずはこういう地域で、この部活動のクラブ化の移行を。

しかし、1番の問題が指導者の問題です。指導者が何の資格を持っているかで出られる大会も決まってきます。当然、資格の更新もありますし、そのお金を誰が負担するのか。コーチが自分で負担するのか、それとも、クラブでお金を出してあげるのか、こういう点もやはりコミュニティ・スクールでこれから協議をしていく場面に来ているんだと思います。大分そういうような面の課題が見えてきましたので、私はある面では、地域、中学校学区、当然青森市内の各区ではいろいろ進めていきやすい学区があるんだと思いますので、ぜひモデル地域として、まずは進めていただきたいと思いますが、もし、教育長から何かありましたら。

○工藤健委員長 教育長。

○工藤裕司教育長 先進的な取組を行っている地区、これを市内に紹介していく、広げていくということは非常に意義のあることだと思いますので、各中学校を調査しながら、初動を行っていききたいと考えております。ありがとうございます。

○工藤健委員長 ほかにありますか。小熊委員。

○小熊ひと美委員 3ページの1番の大切なことは何ですかの10番目に「会費が安いこと」というのがあるんですが、会費を取る場合もあるということですか。そういうケースがあるということですか。

○工藤健委員長 教育長。

○工藤裕司教育長 現在行っている部活動でも部費というのは、ほとんどの中学校

ではありますので、そういった類のことで子どもたちはお話をしていたと思います。

これがそれこそクラブ化によって、どのように変容していくかは、現時点ではちょっと分かりませんが、そこに書いてあるのはそういうような意図であります。

○工藤健委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 スタートするということですので、要望の形になるんですが、教育委員会の取組、「(4) 教育委員会主催クラブの設置」、1人1台端末を利用して気軽に参加できる読書クラブということですが、たぶん指導主事の方が担当なさることになるかと思うんですけども、今でもかなり負担が多い仕事なので、担当する方の業務が心配だなという点です。

それから、「2 学校の取組」の(2)の「希望する教職員による指導への対応等」とありますが、この希望した先生の指導に対する、例えば学校の教員として引率した場合とか、子どもたちがけがした場合というのは、旅費が発生したり、何らかの補償があるんですが、その辺のところもどうなっていくのかなというところ、ちょっと心配されますので、それらも過重な負担になったり、補償がなかったりするということがないように、多分御対応なさっていただければと思います。よろしくお願いします。

○工藤健委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ありませんか。柿崎委員。

○柿崎孝治委員 8月に入って、天気もよく、ねぶたは大盛況だったと思います。

そして、お盆に入ってから台風は来たんですが、観光客、それから帰省で駅前周辺がかなりにぎわっていたと思います。

私が着目したのは、市長及び副市長、それから、大久保農林水産部長、中村次長も試食された八甲田牛バーガーというのがA-FACTORYでその期間も販売されて、そのお店はずっと行列ができていたんですが、私も食べたかったんですけども、あまりに混んでいて泣く泣くやめたんですが、ねぶた期間やお盆期間の八甲田牛バーガーというのは、どういう販売の形だったのでしょうか。

○工藤健委員長 農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 八甲田牛バーガーにつきましては、青森に来た観光客の方々に、せっかく青森に来たので、青森の食を食べたいといった方に、八甲田牛を食べてほしい、青森市に展開したいということでA-FACTORYにあります「OCEAN'S DINER」で八甲田牛バーガーを開発していただいたところでありまして。参考までに八甲田牛バーガーは1つ2000円です。八甲田牛チーズバーガーが2000円プラスアルファです。試食をさせていただきましたが、大変おいしい

です。販売個数についてはちょっと数を把握しておりませんが、両方合わせて1日10個限定、大変好評を受けているという話を聞いております。

また、ねぶたの期間中は八甲田牛バーガーにかかわらず、青森市の食材、青森市の食をぜひ食べていただきたいということで、市役所でもねぶたマルシェを開催し、そちらのほうも大変好評をいただきまして昨年比べて約150%来場者が増えて、約4万3000人の方々に御利用いただいております。八甲田牛バーガーともども、こういう機会を使って青森市の食を楽しんでいただくというような取組です。

○工藤健委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ、以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)